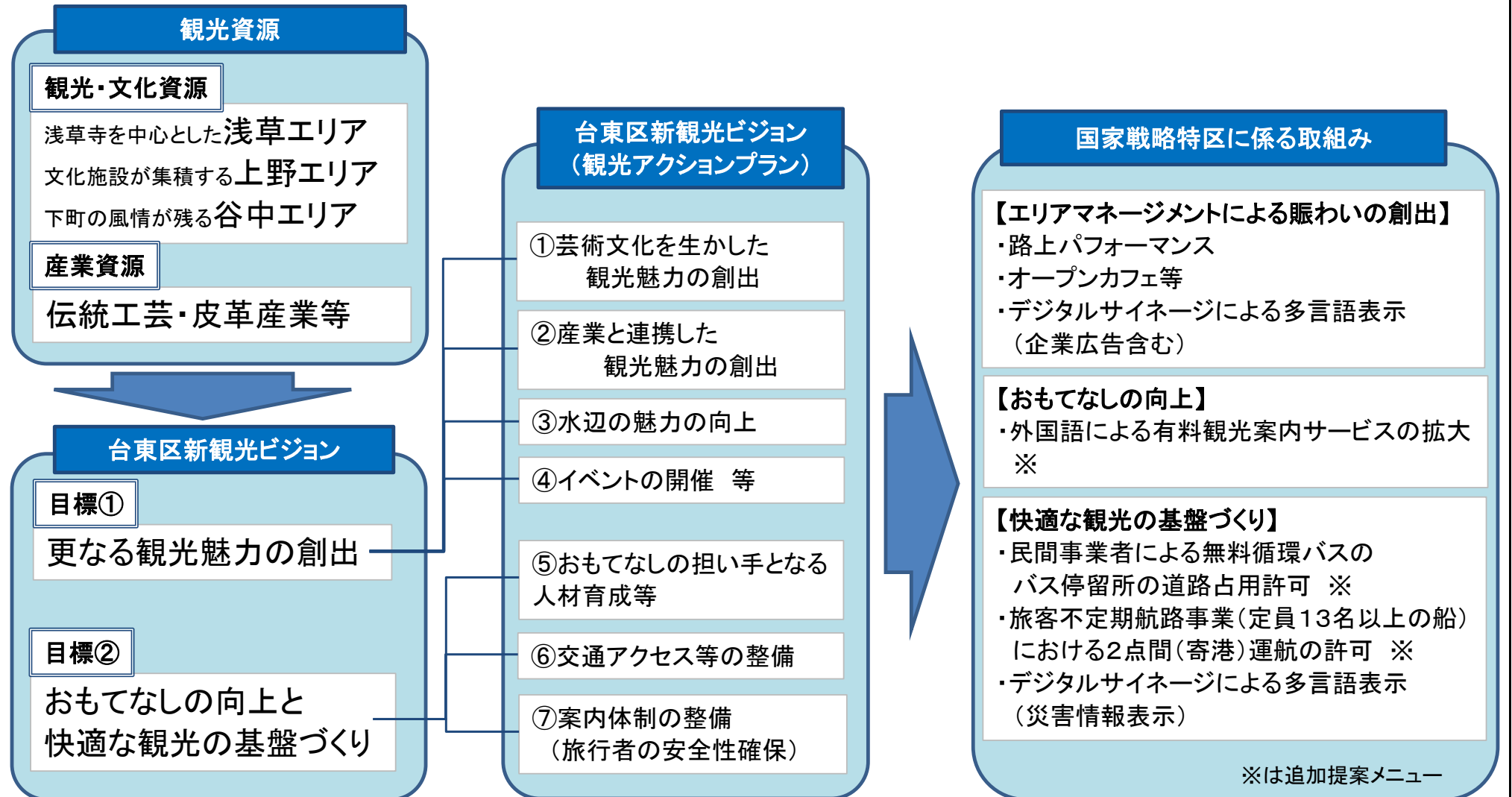


台東区には、史跡、芸術、芸能などの豊富な文化資源や多彩な行事があり、国内外から多くの来街者を迎えてきた観光地があります。台東区は、この特徴を活かして、文化性豊かな国際観光都市として、魅力のより一層の向上をめざし、観光の振興を図っていきます。



台東区新観光ビジョン

台東区には、史跡、芸術、芸能などの豊富な文化資源や多彩な行事があり、国内外から多くの来街者を迎えてきた観光地があります。  
台東区は、この特徴を活かして、文化性豊かな国際観光都市として、魅力のより一層の向上をめざし、観光の振興を図っていきます。

台東区新観光ビジョン (7つの戦略プロジェクト)	国際戦略特区に関する主な取組み
観光滞在・環境消費実践戦略	■にぎわいを創出するため、道路敷地での民間事業者によるオープンカフェや物販の販売、路上パフォーマンスを可能とする。 (想定エリア:浅草六区ブロードウェイ、おかちまちパンダ広場)
リピーター・ファンづくり戦略	—
宿泊客受入戦略	—
外国人観光客受け入れ戦略	■外国人観光客の増加に対応するため、検定や研修を受け、一定レベル以上の質の確保が確認できる案内人等については、通訳案内士法の資格が無くても有料で観光案内ができるようにする。
東京スカイツリーからの回遊性向上戦略	■台東区内の観光名所の回遊性向上をめざし、民間事業者による無料循環バスについても、バス停留所を設けることを可能とする。 ■舟運事業の旅客不定期航路事業(定員13名以上の船)における2点間(寄港)運航を可能とし、浅草とオリンピック会場等を結ぶ旅客不定期船が運航されることで、回遊性が向上し、更なるにぎわいを創出する。
アフターコンベンション戦略	—
観光まちづくり担い手育成戦略	—

グローバル・イノベーション特区

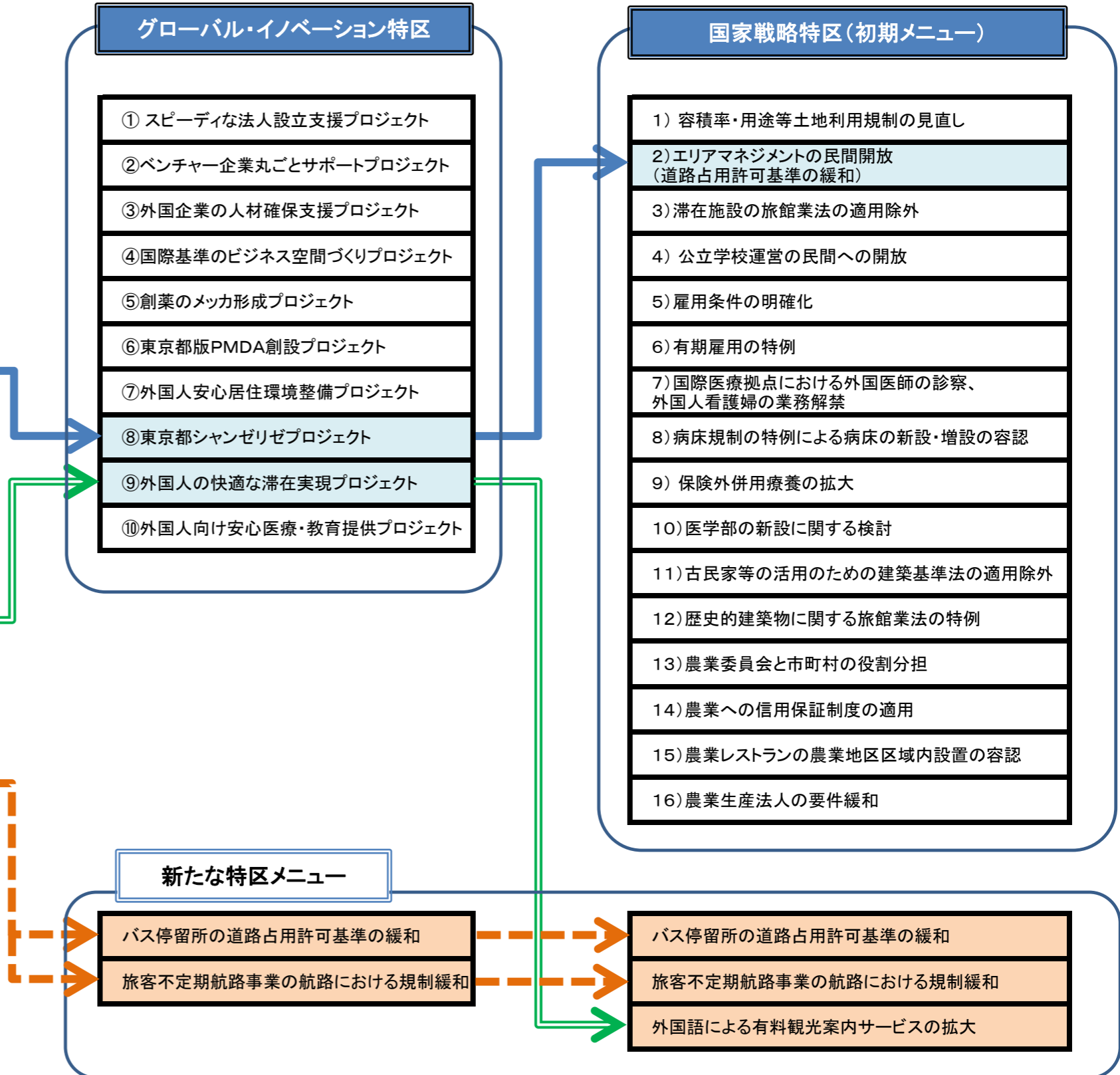
- ①スピーディな法人設立支援プロジェクト
- ②ベンチャー企業丸ごとサポートプロジェクト
- ③外国企業の人材確保支援プロジェクト
- ④国際基準のビジネス空間づくりプロジェクト
- ⑤創業のメッカ形成プロジェクト
- ⑥東京都版PMDA創設プロジェクト
- ⑦外国人安心居住環境整備プロジェクト
- ⑧東京都シャンゼリゼプロジェクト
- ⑨外国人の快適な滞在実現プロジェクト
- ⑩外国人向け安心医療・教育提供プロジェクト

国家戦略特区(初期メニュー)

- 1)容積率・用途等土地利用規制の見直し
- 2)エリアマネジメントの民間開放(道路占用許可基準の緩和)
- 3)滞在施設の旅館業法の適用除外
- 4)公立学校運営の民間への開放
- 5)雇用条件の明確化
- 6)有期雇用の特例
- 7)国際医療拠点における外国医師の診察、外国人看護婦の業務解禁
- 8)病床規制の特例による病床の新設・増設の容認
- 9)保険外併用療養の拡大
- 10)医学部の新設に関する検討
- 11)古民家等の活用のための建築基準法の適用除外
- 12)歴史的建築物に関する旅館業法の特例
- 13)農業委員会と市町村の役割分担
- 14)農業への信用保証制度の適用
- 15)農業レストランの農業地区区域内設置の容認
- 16)農業生産法人の要件緩和

新たな特区メニュー

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| バス停留所の道路占用許可基準の緩和    | バス停留所の道路占用許可基準の緩和    |
| 旅客不定期航路事業の航路における規制緩和 | 旅客不定期航路事業の航路における規制緩和 |
|                      | 外国語による有料観光案内サービスの拡大  |



- 【エリアマネジメントによる賑わいの創出】**
- ・デジタルサイネージによる多言語表示  
(企業広告含む)
- 【おもてなしの向上】**
- ・外国語による有料観光案内サービスの拡大
- 【快適な観光の基盤づくり】**
- ・民間事業者による無料循環バス整備
  - ・デジタルサイネージによる多言語表示  
(災害情報表示)



- 【エリアマネジメントによる賑わいの創出】**
- ・路上パフォーマンス  
(浅草六区ブロードウェイ)
  - ・国際色豊かなイベント等  
(おかちまちパンダ広場)
  - ・デジタルサイネージによる多言語表示  
(企業広告含む)
- 【おもてなしの向上】**
- ・外国語による有料観光案内サービスの拡大
- 【快適な観光の基盤づくり】**
- ・民間事業者による無料循環バス整備
  - ・デジタルサイネージによる多言語表示  
(災害情報表示)

- 【エリアマネジメントによる賑わいの創出】**
- ・路上パフォーマンス  
(浅草六区ブロードウェイ)
  - ・オープンカフェ等  
(浅草六区ブロードウェイ)
  - ・デジタルサイネージによる多言語表示  
(企業広告含む)
- 【おもてなしの向上】**
- ・外国語による有料観光案内サービスの拡大
- 【快適な観光の基盤づくり】**
- ・民間事業者による無料循環バス整備
  - ・旅客不定期航路事業(定員13名以上の船)  
における2点間(寄港)運航の許可
  - ・デジタルサイネージによる多言語表示  
(災害情報表示)

## 国家戦略特区提案募集の提案項目及び内容

① 提案者の氏名または団体名	
内容	東京都台東区
② 提案者の住所・所在	
内容	東京都台東区東上野4-5-6
③ 提案名	
内容	台東区国際観光特区
④ 事業の実施場所	
内容	<input type="radio"/> a.現在指定されている国家戦略特区(6区域)内 <input checked="" type="radio"/> b.その他の地域 <input type="radio"/> c.a及びbの両方
⑤ 具体的な事業の実施場所 ※記載例「〇〇県」「〇〇県〇〇市」等	
内容	東京都台東区
⑥ 具体的な事業の実施内容	
内容	外国語による有料観光案内サービスの拡大 民間事業者による無料循環バス整備 旅客不定期航路事業(定員13名以上の船)における2点間(寄港)運航の許可
⑦ ⑥の事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等 ※記載例「〇〇法第〇〇条」等	
内容	【外国語による有料観光案内サービスの拡大】 ・通訳案内士法第36条等  【民間事業者による無料循環バスのバス停留所の道路占用許可】 ・道路占用許可基準における「バス停留所標識の占用」規定  【旅客不定期航路事業(定員13名以上の船)における2点間(寄港)運航の許可】 ・海上運送法第21条の2第2項

<p><b>⑧ ⑥の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容</b>  ※ ⑦による現行の規制が具体的にどのように障害となっているか記述してください。</p>	
内容	<p><b>【外国語による有料観光案内サービスの拡大】</b>  ・観光案内を行う通訳案内士の資格を有する人員が不足しており、今後のオリンピック等の外国人観光客の受け入れ体制が整っていない。しかし、通訳案内士の資格を持たないものが、有料での通訳案内を行うと罰則があるため、ボランティアによる外国語による案内業務に頼らざるをえず、抜本的な解決に至っていない。</p> <p><b>【民間事業者による無料循環バスのバス停留所の道路占用許可】</b>  ・各道路管理者が定める道路占用許可基準では、「バス停留所標識の占用」が可能な事業は、一般乗合旅客自動車運送事業者に限られている。民間事業者が運営する無料循環バスは無料であるため、道路運送法で定める旅客自動車運送事業にあらず、占用許可が認められていない。そのため、白ナンバーで無料循環バスを運営する場合、バス停留所を道路上に設置することができない。</p> <p><b>【旅客不定期航路事業(定員13名以上の船)における2点間(寄港)運航の許可】</b>  ・現在、旅客定員13名以上の船を利用した旅客不定期航路事業は回遊(寄港不可)運航は可能であるが、2点間(寄港)運航は認められておらず、一度にたくさんの観光客を輸送するには、原則一般旅客定期航路事業に限られている(旅客定員13名以上であっても、年間3回以内の運航、チャーター便、旅客定員12名以下の船であれば、運航が可能。)</p>
<p><b>⑨ ⑦・⑧に対する規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容</b>  ※ ⑦の規制等の廃止だけでなく、規制等の内容の具体的な変更や、新しい規制・制度の提案などを含みますが、できるだけ具体的に記述してください。</p>	
内容	<p><b>【外国語による有料観光案内サービスの拡大】</b>  ・国家戦略特区区域内の事業者が、一定の語学力を備え、区が指定する講習等を受講した者について、社内で有料観光案内サービスの資格を認定した場合に、通訳案内士法第36条等の適用除外する。</p> <p><b>【民間事業者による無料循環バスのバス停留所の道路占用許可】</b>  ・国家戦略特区区域に限り、各道路管理者が定める道路占用許可基準における「バス停留所標識の占用等」の規定に、一般乗合旅客自動車運送事業の他に、観光振興に資する無料乗合旅客運送事業(※送迎バスは含まない)を追加する。</p> <p><b>【旅客不定期航路事業(定員13名以上の船)における2点間(寄港)運航の許可】</b>  ・国家戦略特区区域内の事業者においては、海上運送法第21条の2の規定に「国際戦略特別区域内の事業者が運航する起点と終点が一致しない航路」を追加する。これにより、旅客不定期航路事業への参入や事業拡大につながり、隅田川をはじめとする水上交通網が充実することで、回遊性が向上していく。</p>
<p><b>⑩ ⑨の措置をした場合に想定される経済的社会的効果等</b></p>	
内容	<p>新たな観光の魅力を創出し、快適な観光基盤を整備することで、外国人等の来街者が増加し、地域経済の活性化につながる。</p>